

神戸市外国語大学 自己点検・評価実施要項

2022 年 11 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、学校教育法第 109 条第 1 項の規定及び神戸市外国語大学内部質保証に関する方針に基づき、評価企画会議（以下「会議」という。）が行う全学的な自己点検・評価に関し、必要な事項を定める。

(実施時期)

第 2 条 自己点検・評価の結果や提言、改善に向けた取組み等の状況については、毎年度報告書にとりまとめ、大学ウェブサイト等により学内外に公表する。

(項目)

第 3 条 自己点検・評価を行う項目は、以下のとおりとする。

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること
- ロ 教育研究実施組織等に関すること
- ハ 教育課程に関すること
- ニ 施設及び設備に関すること
- ホ 3 ポリシー（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針）に関すること
- ヘ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- ト 内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み）に関すること
- チ 財務に関すること
- リ イからチまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(自己点検・評価のために用いる情報)

第 4 条 会議は、以下に掲げる情報をもとに自己点検・評価を行う。

- (1) 学生動態報告
- (2) 入学定員充足率及び収容定員充足率
- (3) 法人評価委員会の評価結果
- (4) 中期計画及び各年度の計画の進捗状況及び達成状況
- (5) 理事会、経営協議会等における外部委員の意見等
- (6) 認証評価の結果
- (7) 学生生活調査結果

(教学情報委員会等との連携)

第5条 前条第1号及び第7号の情報については、教学情報委員会の報告に基づき自己点検・評価を行う。

2 前項に掲げる自己点検・評価において、さらなる分析が必要と判断した場合は、会議は、教学情報委員会に追加分析を依頼することができる。

3 前2項に限らず、会議は、自己点検・評価に関する学内外の教育研究等にかかる情報について、さらなる収集及び分析等が必要と判断した場合は、教学情報委員会及びその他の部局に依頼を行うことができる。

(改善・向上に向けた提言)

第6条 会議は、自己点検・評価により明らかになった課題について改善・向上のための対応方針を決定し、各部局へ提言を行う。

2 前項に加え、必要に応じて、教育研究評議会等に対して審議の依頼及び報告を行う。

(提言に基づく改善)

第7条 各部局は、前条の提言に基づき改善に向けた取組みを行うとともに、必要に応じて会議にその取組みの状況等について報告を行う。

附 則

この要項は、2022年11月16日から施行する。

附 則

この要項は、2025年7月1日から施行し、2025年4月1日から適用する。